

&lt;教育報告&gt;

## 特別課程「食肉衛生検査」

池上 竹二（衛生獣医学部）

### 1. はじめに

平成3年度の特別課程、食肉衛生検査コースが、5月8日から6月6日までの約1ヶ月間開催された。受講生は各都道府県の食肉衛生検査所等において、と畜検査員として従事し、3年以上の実務経験のある者の中から推薦されたものである。募集定員は30名であるが、本年度は全国から43名の応募者があり、本コースは1年おきに実施していることも考慮して、特に今回は全員入学を許可した。

近年、わが国の食肉需要の増大と貿易の自由化・国際化に伴って、家畜ならびに食肉の輸入は増加し、その種類も多様化してきており、このようなことから、家畜疾病の様相も変化してきている。カリキュラムの概要については、この変化に対応して、食肉の安全を確保するために、食肉衛生検査に関する専門的な最新の知識と技術を授けるような内容になっている。

即ち、本年度は家畜の疾病として、人畜共通感染症概論については、特にウイルス性疾患を中心とした感染症等について、また、各論としては各種動物由來のマイコプラズマ、豚の肺炎をめぐる問題等の細菌性疾患や、豚のオーエカキ一病等のウイルス性疾患について講義を行なった。食肉衛生検査としてはその現状と問題点、生体検査としての臨床検査のポイント、食肉検査時にみられる腫瘍について、さらに、最近注目されている残留抗菌性物質の検査方法について講義した。また、各自が今までに経験した検査事例を持参して発表し、自由に質疑討議を行ない、それぞれの事例

について意見を交換し、今後の検査の参考とした。精密検査については微生物学的診断として炭疽の診断、病理組織切片による診断、免疫学的診断等の実習を行なった。次に、食肉衛生検査施設の衛生管理としては、最新の構造設備についての情報、生産処理施設の消毒、排水処理施設の問題等について講義した。さらに、今後の食肉処理施設の改善と整備の参考として、この度日本において、輸出用として認定された全国3ヶ所の食肉処理施設の1つを実際に視察した。また、基本的事項として、食肉の生産、流通、食肉加工品、JAS検査について、行政としては乳肉衛生行政、家畜衛生行政、輸入家畜検疫の現況と動向について講義し、食肉衛生検査に関する実務上の質疑等に関してはセミナー形式による十分な討論の機会を設けた。

研修期間の中で食肉加工処理工場、農水省動物検疫所、食鳥処理場、食肉処理場ならびに食肉衛生検査所等の食肉衛生関連施設へ実地研修を行なった。

終了後の評価としては、今後、畜産物などの自由化をふまえての食肉衛生、来年度から実施される食鳥検査への対応、食品工場としての食肉処理施設のあり方を考える機会等食肉衛生に関する広い知識と技術が習得できたものと考えている。

また、研修生はこの1か月に及ぶ研修を通じて、お互いの親睦を深め、全国各地の食肉検査所の状況を知り、今後、食肉衛生に関する情報交換に役立つものと期待している。

## 特別課程「公衆衛生看護管理」

植田悠紀子（公衆衛生看護学部）

### 1.はじめに

近年、地方自治体において係長研修等を計画的に行い、保健婦長もそれに参加しているところが増えましたが、公衆衛生看護業務は多くの課題を抱えており、それ等を地区特性に合わせたやり方で解決していく能力、さらにはスタッフを指導して事に当たらせる能力を獲得するためには、同じ立場にある人々の共同学習を必要とします。

本院における公衆衛生看護管理者を対象とする特別課程のコースは、衛生看護学科の名称のもとに、4か月の婦長および一般保健婦の再教育（昭和21～32年）、4か月の婦長の管理課程（昭和33～37年）、婦長および一般保健婦の再教育（昭和41～43年）が行われ、公衆衛生看護管理コース（昭和55～）に受け継がれて12年が経過しています。

平成3年度も5月22日から6月21日までの1か月間実施し、35名が修業しました。今年度の実施状況を中心に、現行の「公衆衛生看護管理コース」について以下に述べます。

### 2.コースの目的

公衆衛生看護の今日的な課題を的確に把握する能力を養うとともに、公衆衛生看護管理者として、効果的な活動を創造し展開するための知識と技術を獲得することを目的としています。

### 3.コースの対象

「保健婦として国及び地方公共団体に勤務し、管理的立場にある者」を対象とし、応募者は、保健婦長・保健指導係長・主幹・保健婦課長・主査など、自治体によって名称は異なりますが、「現在管理的立場にあるか近い将来その立場に立つ者」として自治体から推薦されて応募します。

### 4.応募状況

公衆衛生看護管理を内容とする全国規模のコースは他にないため、当コースに対する需要は極めて高いのが現状です。過去10年間をみると、定員30名に対し

て応募数は40から55名の間です。

30名の定員は、本院の教育設備や寮の収容能力、担当している公衆衛生看護学部の職員の人数などからみて妥当なものと考えていますが、応募者が多いためほとんど毎年定員を超過して受講を許可しており、41名が受講した年もありました。しかし、当コースの教科内容は一人一人の現場での課題を重視するため、受講者数は定員の2割増までが限度であると思われます。定員を増やして欲しい、年2回実施して欲しいなどの希望は毎年受講生から出されていますが、現在の設備・陣容ではとても応じられない状況です。

### 5.受講者の選考

受講者の選考に当たっては、基礎的な教育歴・保健婦資格の有無・管理的立場の有無等をチェックしますが、最近では受講に必要な要件を満たしていない応募者はいません。そこで、受講の可否は各自治体のこれまでの派遣状況を参考に決定しています。受講機会をできるだけ公平に配分するために、まず推薦が複数の場合は派遣自治体で決定された推薦順位に従って、各自治体1名とします。ついで過去の受講状況により、当コースの修了者の少ない自治体からの派遣を優先します。平成元年度は連続3年まで、2年度と3年度は連続2年までとしました。このように計画することで、連続派遣をしてこられた自治体には1年休んでいただき、初めて当コースへの派遣を予算化された自治体を迎えることができます。連続何年まで受講可となるかは、その年の応募状態によって変わってきますが、当コースへの派遣を計画する上での一つの目安として、かなりの自治体にご理解いただいているものと思います。その現れとして、平成1、2年度はそれぞれ52名、54名であった応募数が本年度は45名となり、しかも連続4年以上の自治体は皆無という、受講者選考上好ましい状況になっています。

また、応募者の年齢は最近若くなってきており（本年度平均45.5歳）、以前のように定年まで2、3年など

という例は殆どなくなりました。この点も当コースが現任教育のステップとして正当に活用されている結果であると思われます。

なお、受講者数に占める特別区・政令市派遣の受講者の割合は昭和58年度の21%から逐次上がり、この2年間は30%を越えています。今後は、特別区・政令市に留まらず市町村からの派遣が増えるものと思われます。のこと自体は公衆衛生の発展のために好ましいのですが、当コースがいよいよ狭き門になってしまふ点で、本院としての対応を検討する必要があります。

#### 6. 受講者の期待事項

当コースの受講者は、予めコースの概要を認識し、自ら受講の意志や希望を持っている人が毎年多くを占めています。

事前に教科内容を説明した実施計画表が送付されていますので、大体それにそって期待が述べられます。毎年第一にあげられるのが「研修生相互の情報交換・意見交換」です。全国規模の研修の最大のメリットはまさにここにあり、本年も「保健所の機構改革」などの現状が細かく情報交換され、それぞれの方式の長短が、保健婦の対応の問題も含めて報告され真剣に討議されました。

教育を担当する側でもそれを考慮して、全体の情報交換や意見交換の時間をできるだけ多くとると共に、グループ・ワーク時に交わされた情報が全体にゆきわたるように配慮していますが、終了時には毎年「時間不足で充分な情報交換・意見交換ができなかつた」という嘆きが続出します。

#### 7. 教科内容

当コースでは教育の中心を、公衆衛生看護活動の現状を見つめ直し課題を明らかにすること、それを他者に伝えること、具体的な改善策を見いだし、各自の職場におけるチーム・アプローチの方法を具体的に計画することに置いています。従って、討議およびグループ・ワークが極めて重要な位置を占めることになります。

平成3年度に実施した内容(表1)を例にしますと、まず「公衆衛生看護の現状と課題」で各自の現状を振り返り、「看護行政の動向」「諸外国の公衆衛生」「社会保障の現状と課題」および「管理の概念」で「公衆衛生看護管理者に期待されるもの」を認識することから

始めます。これらの過程で受講生に共通した課題として抽出された「保健所市町村の連携」「在宅ケアの現状」に関しては、それぞれ公衆衛生看護管理者の役割との関連で全体での討議時間を設けました。

ついで「地域保健対策」「厚生行政と予算」「保健計画」等で公衆衛生看護活動計画のあり方を学び、「地域保健計画策定の実際」で事例をみたうえで、「保健婦業務の評価」「統計の活用」等を参考にして34時間におよぶグループ・ワークで、持ち寄った事例により「公衆衛生看護計画の評価」を行い、自己の活動計画の改善すべき点および改善への方向性を確認します。

また、「保健婦の現任教育」「職場のグループ・ダイナミックス」「事例検討の進め方」等によりスタッフ指導のための能力を養い、さらに、「保健情報システム」「公衆衛生看護と福祉」「地域における保健・福祉対策の実際」により、公衆衛生看護活動を多くの関連領域と連動させつつ展開するための方法を学びます。

なお、各自の多様な課題を教科の中ですべて満たすことは不可能なため、自主的に自己の課題に沿って学習する機会を15時間設けました。「自主学習」の時間は、毎年可能な限り多く確保するように心がけていますが、本年度は講義、見学、討議、演習等の形で多方面に行われ、受講生は非常に熱心に活動しました。

このような教科内容を効果的に学習するために、講義(55時間)を凌ぐ演習時間(69時間)を組んでおり、グループ・ワークには公衆衛生看護学部の全職員が毎年助言者として参加しています。

また、1か月間を受講生相互の学習の場として活用するために、受講生には予め自分の担当する管内についての細かい情報や課題をチェックして持参するなど、受講前に少なからぬ準備を要請します。コースの開講時期が5月であることもあり、職場の人事異動のあと事業計画立案にかかる多忙な時期にかなりの負担となるにも関わらず、この準備が重要であるという認識のもとに、毎年の受講生は努力を惜しまず準備をし、受講後の評価時にも努力をしてよかったという感想が多く出されています。

#### 8. 受講の成果

グループ・ワークは、具体的に情報を交換し相互に意見を交換しつつ、日頃気にかかっている課題を解決するための重要な手段で、時間不足で完成には至らな

表1 平成3年度「公衆衛生看護管理コース」教科内容

科目名および講義課題	時間数			講 師		
	講義	演習	他	部内	院内	院外
1. 公衆衛生看護管理概論						
1) 管理の概念	4				*	
2) 公衆衛生看護の現状と課題		10		*		
3) 社会保障の現状と課題	2				*	
4) 諸外国の公衆衛生	4				*	
5) 看護行政の動向	2				*	
6) 公衆衛生看護管理者に期待されるもの	2			*		
7) 討議：保健所市町村の連携と公衆衛生看護管理者の役割	1	3		*		
8) 討議：在宅ケアの現状と公衆衛生看護管理者の役割	1	3		*		
9) 職場における過労とその対策	2				*	
2. 公衆衛生看護活動計画						
1) 地域保健対策	2				*	
2) 厚生行政と予算	2				*	
3) 保健計画	2				*	
4) 地域保健計画策定の実際	2	2			*	
5) グループ・ワーク：公衆衛生看護計画の評価		34		*		
6) 保健婦業務の評価	4			*		
7) 統計的活用	4				*	
3. スタッフの力量形成						
1) 公衆衛生における卒後教育	2			*		
2) 保健婦の現任教育	4			*		
3) 職場のグループ・ダイナミックス	6				*	
4) 事例検討の進め方	2	2			*	
5) 訪問指導時における住環境のチェック	2			*		
4. 活動の組織化						
1) 保健情報システム	2			*		
2) 公衆衛生看護と福祉	2				*	
3) 地域における保健・福祉対策の実際	1	3(見学)			*	
5. 自主学習	15			*	*	*
6. その他						
開講・オリエンテーション		2				
実地見学		9(見学)				
総括		4				
閉講		2				
計 144時間	55	69	20			

いまでも、かなり実用に耐える成果を現場に持ち帰ることができます。例えば、「看護活動内容のチェック・リスト」(昭和62年度)は、課程修了後もメンバーが引き続き本院に通ってある程度完成させ、それが本年度の専攻課程の学生の特別演習テーマの中で引き継がれています。また、「初任者教育マニュアル」(平成2年

度)は、専攻課程の卒業生に引き継がれ、ある県の実務で使用するために目下検討中です。このように、直接・間接に当コースの教科内容が実務の上でいかされている例は少なくありません。

受講生が受講内容からテーマを選択して、実務レベルで伝達講習を行ったり、また、受講時に仕入れた情

報をいかして院内外の講師を交渉し、地方の保健婦研修を企画したりすることは、受講後何年間も継続する成果の一つです。

受講で知り合った同士が全国的に長く情報や意見を交換しあい活動にいかしていく体制は、毎年作られています。本院の看護系卒業生で構成する同窓協議会看護部会は、毎月定例で役員会を持ち、会誌を発行して・同窓生のつながりを保っていますが、1か月間の在学でも同窓生としての付き合いは終生続くことになるわけです。

また、平成2年度の例では、「健康政策論」の講義がきっかけで10余名の当コース修了生が、友人・知人を誘って教科の講師の引率のもと、健康政策の実際を自分の目でみるべく、コース修了半年後にヨーロッパ研修旅行を実施しました。このグループは今後ともこのような学習の輪を広げて行きたいとしており、成果が期待されます。

#### 9. おわりに

公衆衛生看護管理コースは、全国の公衆衛生看護の指導者たる立場の人々が一堂に会して学ぶことに重要な意義を持つコースです。本院の特別課程の中でも、

その需要が高いために長年にわたり毎年実施されているコースの一つでもあります。県レベルでまだ受講者が一人も出でていないところは2県ですが、今後区・政令市からの派遣に加えて、市町村からの派遣が増えることが望ましいと考えます。しかし、この増大する需要にどう対応するかは、本院のみでなく、国・地方自治体がともに考えて行くべき課題であるといえましょう。

当コースの成果は、毎年の受講生の極めて熱心な学習意欲に負うところ大であり、この意欲が当コースの受講によって更に育てられ、全国の仲間との交流によって永続してゆくために本院の体制が寄与できるよう、担当学部として今後も努力していきたいと思います。

(当コースについては次の文献が参考となります)

衛生看護学部編：国立公衆衛生院衛生看護学部の変遷—養成訓練事業及び研究概要—，1962

衛生看護学部編：国立公衆衛生院衛生看護学部の業績—研究の概要および養成訓練事業—，1974

衛生看護学部編：衛生看護学部40年のあゆみ，1988

宮里和子他：国立公衆衛生院で行われている公衆衛生看護管理者教育の現状と課題，保健婦雑誌，45(3)，40-45，1989

## 特別課程「住居衛生」

松本 恭治（建築衛生学部）

### はじめに

平成3年度の住居衛生コースは、6月13日(木)から7月12日(金)に行なわれた。当コースは、昭和60年の開設以来5回目の実施である。今回の実施内容は、開設時とは、カリキュラム構成の上で若干異なる点があるが、これは試行錯誤の改善の試みによる結果であり、実施のねらいそのものは、大きく変わっていない。今回住居衛生コースについては、コースの存在そのものが未だ衆知していない部分もあり、今回の実施状況だけでなく、コース設置の目的、カリキュラムの構成や、過去5回の受講生のその後の幾つかの成果等についても報告する。

### 1. 住居衛生コースの設置のねらい

募集案内では、「保健活動または環境衛生に関する衛生部局幹部、保健婦、環境衛生監視員等を対象に住居と健康に関する専門的知識及び技術を授けることを目的としています」と記述している。本誌総論「住居と健康」でも述べた通り、当コースは住民の健康を守る目的で、公衆衛生の場からの住居への様々なアプローチを確立することにある。保健活動と環境衛生の活動に関する職種に従事する者を同時に募集する理由は、健康的な住生活を実現するためには、健康的な住居が提供されなければならず、人と建物を分離せず、一体として指導援助することが重要と考えたからである。これまで公衆衛生の多くの現場では、人への対応を保健婦が、物への対応を環境衛生監視員等が受け持つて来た。両者は同じフィールドで共同して仕事をすることは殆どなく、従って保健婦は人への接近を得意とする反面、物への対応を不得意として来た。環境衛生監視員はその逆である。両者の共同で、公衆衛生の第一線でより健康的な住生活を指導援助できる能力を開拓することをねらったのである。

### 2. 教科内容について

平成3年に実施した教科名、時間数を表1に示す。

各教科の主な狙いは次の通りである

#### 1) 住居と健康政策、住宅問題

ここでは、わが国の住宅問題とその動向を理解する。これらが公衆衛生とどのような係わりを持つか、住宅先進国の一例を加えながら、歴史的、社会的、行政的諸側面から諸問題を整理する。これらを理解した上で、保健婦、環境衛生監視員等が住居に係わることの意義を理解する。これらを理解した上で、保健婦、環境衛生監視員等が住居に係わることの意義を理解する。特に保健所取り組みセミナーでは住居について先進的に取り組んでいる保健所の保健婦、環境衛生監視員等からその実情を紹介してもらい、討論することで、住居に係わることを職責とすることの意義を感じ取ってもらう。

#### 2) 住宅計画

一般人、ならびに老人、身障者の住宅の計画に必要な専門的基礎知識と最新技術を理解する。ここで取り上げた住環境の表現法は、実際に家庭訪問した際に住宅の空間的状況を図面として書き取ることの訓練である。図面表現することの意義は、①描き写すこと、すみずみまで観察し、問題発見を容易にすること、②現場を知らない同僚や他の専門家に状況を伝え、支援を受けやすくすること、③図面上で問題の検討をしやすくすること、④空間表現することでより適切な処方を与えること、⑤助言や援助後の評価を容易にすること等である。

#### 3) 住居と健康

住環境を構成する各要素の健康への影響の実情、環境条件形成のメカニズム、対策についての基礎的知識と最新技術に対する理解を目的としている。

#### 4) 住宅管理と改善

衛生面から見た建物設備の維持管理使用、計画へのフィードバック、退院患者、障害者、病弱者、妊婦、新生児、乳幼児のための住宅の安全チェック、環境衛生、生活指導、健常者も含めた一般住宅への衛生指導、

表1 特別課程住居衛生コース

科目及び講義課題	時間数	科目及び講義課題	時間数
1 住居と健康対策、住宅問題		3.2 水・ゴミ処理	
1.1 住居衛生概論	2	(1)水環境設備（高齢者の住宅問題）	2
1.2 住宅行政		(2)ゴミ処理（在宅ケアのための住環境）	2
(1)自治体の住宅行政	2	3.3 日常安全	2
(2)英国の自治体住宅行政	2	3.4 社会環境と住居	
1.3 住宅問題		(1)母子と住環境	2
(1)住居水準	2	(2)家族と住居	2
(2)住宅問題の諸様相	2	(3)住居とストレス	2
1.4 行政と基準		4 住宅管理と改善	
(1)厚生行政と住宅	2	4.1 住宅管理	
(2)建築基準法	2	(1)管理問題	2
(3)住居法	2	(2)修繕・維持・点検	2
1.5 計画と管理	2	(3)スマート化と建替問題	2
1.6 住宅見学		4.2 住宅改善	
(1)都市住宅	6	(1)訪問時の住環境チェックと改善	2
(2)農村住宅	8	(2)諸外国における住居改善	2
1.7 保健所からの住宅取り組みセミナー	4	(3)農村住宅の改善	2
2 住宅計画		(4)退院患者の住宅改善	2
2.1 住宅計画概論		4.3 マンション管理セミナー（地域看護セミナー）	2
(1)住宅の計画	4	5 住環境教育	
(2)住宅の設備	2	5.1 住環境教育セミナー	12
(3)住環境の表現法	8	5.2 学校教育における住環境教育の現状	2
2.2 住宅地計画概論	2	6 特別講義	
2.3 老人身障者の住宅	2	6.1 住居と人権	2
2.4 施設見学	4	6.2 住居と健康	2
3 住居と健康		6.3 喫煙の諸問題	2
3.1 室内環境と健康		6.4 アスベスト問題	2
(1)温湿度	2	6.5 農薬被害	2
(2)騒音・振動	2	6.6 環境衛生行政の総合化に向けて (地域看護セミナー)	2
(3)室内空気①細菌・微生物	2	7 その他	
(4)室内空気汚染② CO, CO <sub>2</sub> , NO <sub>x</sub> , SO <sub>x</sub>	2	7.1 報告会	2
(5)室内空気汚染③粉塵	2	7.2 研修	8
(6)ダニ	2	7.3 開講・オリエンテーション・閉講	4
(7)そ族昆虫（福祉と住居）	2	計	142
(8)室内環境セミナー	2		

但し（ ）内講義は保健婦婦向け選択科目とした。

援助、監視に関する知識と技術である。

### 5) 住環境教育

住民、管理者、計画者に対する助言や教育内容の検討、及び助言、教育等の事業計画立案などを行なう。一般居住者及び住宅管理者に対する衛生教室、母親教

室、老人介護者教室、健康老人教室などで住居と健康の教育を実践する基をつくる。

### 6) 特別講義

住居と健康にかかわるタイムリーな話題、研究成果の解説を行なう

以上が各教科グループの主なねらいである。公衆衛生の分野から住居にアプローチするには人的、法的、組織的、財政的、技術的環境等の整備が早急に必要である。しかし、新たな取り組みであるから、これらが殆ど整っていない状況で、当コースを開設した。これらの環境整備に向けては、共に努力することを前提とした講義プログラムである。確実に体系化された学問的蓄積を提供すると言うより、むしろ、共に走りながらより完全な体系化への努力をし、学問的蓄積を試みると言うのが実情である。現在の職場、職能を生かしながら新しい分野、新しい職能開拓への運動的コースであるから、既存の学問体系から視野を広げることにも重点を置いたつもりである。ちなみに、住居衛生に関する高度で体系的な講義は、わが国では、大学や他の研究機関でも全く提供されていない。本コースは公衆衛生院でしか提供されない独自のものである事を自認している。

### 3. 実施経過とその評価について

住居衛生コースは昭和60年に定員30名で開設し、62年、平成2年、平成3年と実施し、これまでに5回行なった。62年以降は2年連続、1年休みの体制で行なっている。それぞれの受講者数は30、23、30、30、33人で、これまでの受講者総数は146人に達した。146人の派遣先内訳を表-2で見ると、東京都特別区、横浜市、大阪市、東京都など、大都市からの派遣が多いのがわかる。受講応募資格は当初より環境衛生監視員と保健婦等であるが、保健婦の応募は、残念ながらコースの中での共学を目論だ建築衛生学部のスタッフの期待に反して、これまでの合計が6名で、極端に少なかった。平成3年は定員を、環境衛生監視員15名、保健婦15名としたが、実際の保健婦受講者は33名中2名に過ぎず、他は環境衛生監視員であった。これは、これまで保健婦への当コースの紹介が不十分だったためであろうと推察している。從来から行なって来た「建築物衛生コース」と類似したものとして受け取られているとしたら、残念である。尚、平成5年から保健婦にも馴染みやすい名称とするため、「住居衛生」コースを「住居・健康」コースと改称する予定である。

昭和60年の開設時は、環境衛生監視員の中にも建築物衛生コースと住居衛生コースの違いを、意識しないまま応募して来た者が多少まじっていた。しかし、最

近では受講経験者が増えて環境衛生監視員への伝達効果が現われたためか、当初のような戸惑いは殆どなくなり、一方自ら住居への新しい取り組みへの期待を持って応募する者が増加したようである。少なくとも環境衛生監視員の中に住居衛生の概念は少しづつ定着しつつあることを感じさせる。過去5回の経験では、大都市から派遣されて来る環境衛生監視員の方が、農村部より、住居衛生への期待が強く現われていた。大都市では住宅問題を多様な形で自ら経験的に身近に感じられること、さらに実務的にも解決すべき苦情相談等が住民から環境衛生部門に多く持ち込まれること、などが影響しているものと思われる。ただし、これは農村部で住居衛生の課題がない訳ではなく、住民からの環境衛生監視員に対する期待が表面化していない部分が多いものと判断している。

ところで、住居への取り組みは単独の職種では、範囲も限定的となり、問題解決へ向けた十分な力量も形成しいくい。住居は本来的に言えば、総合的な取り組

表2 派遣先別人数内訳

都道府県	市・特別区等
東京都	8 東京特別区 26(2)
北海道	5 横浜市 10
埼玉県	5 大阪市 10
千葉県	5 札幌市 5
岡山市	5 川崎市 5
大分県	5 名古屋市 5
兵庫県	5(3) 広島市 5
神奈川県	4 新潟市 4
福島県	3 堺市 3
広島県	3 仙台市 2
愛知県	3 熊本市 2
岐阜県	2 千葉市 1
大阪府	2 計 78(2)
香川県	2
宮崎県	2 外国(台湾) 1
宮城県	1
新潟県	1
石川県	1(1)
京都府	1
山口県	1 総計 146(6)
高知県	1
沖縄県	1 但し( )内炊事は左数字 の内の保健婦派遣人数
	計 67(4)

みが要求される。当コースでは保健婦と環境衛生監視員等が双方の特色を生かしながら、住居への新しい試みに挑戦することも期待しているが、これまで同じ職場にいながら、相互理解が乏しいことを当コース受講で確認する場合が多かったようである。受講後職場に復帰してから、環境衛生監視員から保健婦に母親教室などの共催を呼び掛け、新しい取り組みを試み、広げ、成果を上げつつある事例は多い。

共学については、受講者からそれなりの評価を得ているが、但し問題がない訳ではない。例えば、環境衛生監視員にとってマンション設備の衛生について詳細に理解することは要求されるが、保健婦にとっては概要を知ることで足り、一方環境衛生監視員にとっては、在宅介護等に対しては概略の理解が、保健婦にとっては詳細な理解が必要となる。平成3年度のカリキュラムについては、環境衛生の重要性が特に強く現われている科目については、同一時間帯に保健婦向けの住居に関する授業を用意し、選択可能な状況を作ってきた。しかしながら、環境衛生監視員の方がその受講を希望、保健婦が職場で聞きにくい環境衛生を受講することを希望するなど、当方の予想を一部覆す結果となった。共学を推進する一方で、その都度個々の研修の要望に応えるコース主催者側の柔軟な体制づくりが必要であることを認識させられた。

これまでの受講生の中から、職場復帰後住居への様々な取り組みが実現し、成果を上げた例が多い。保健所あるいは衛生部独自の取り組みを実現したり強化に貢献した者、あるいは建築、都市計画部局など衛生関係以外の部局との住居に関する共同事業を企画した者、あるいは、他部局の計画に衛生の立場から参加を

経験した者など、新しい動きを知ることが出来る。今回のコースでは、これらの成果を出来るかぎり紹介することに努めた。今回の受講生の中には、既に新しい住居衛生の取り組みをし、それを学会等に公表したり、成果をパンフレットや冊子にまとめていたりする者も多く、これらの発表の機会を設けた。特別課程に参加することで、参加者同志が最新の情報を交換しやすくなつたが、これは、大都市を中心にして住居衛生に積極的に取り組む自治体が増えて来たことを感じさせるものであった。尚、継続的派遣が困難な自治体からの職場復帰者の中には、住居衛生に対する周囲の理解がなかなか進まないと言う声が、しばしば当方にも届く。全国的に住宅への取り組みが普及するにはなお多少時間がかかりそうである。

#### おわりに

昭和60年度から住居衛生コースをスタートさせて以来、当該自治体職員の研修を目的として2~3日の住居衛生コースを自前で用意し、定着させた自治体が見られた。看護学校でも僅かながら、「住居と健康」を講義に取り入れる場合が増えて来た。これは直接公衆衛生院で受講する人々以外への専門家教育の広がりであり、特別課程の「住居衛生コース」を推進して来た者にとって、大きな喜びでもある。各地の教育・研修の現場で住居衛生教育の新しい試みがなされれば、それだけ本院の住居衛生コースを外側から見なおすための参考を得ることができる。当コースは5回終了したが、更に充実した内容が提供できるよう時間をかけて検討を深めたい。当コースに対する期待、批判、疑問、提言等を是非多くの方々から頂きたく思う。